

## 和光大学研究費取扱規程

### (目 的)

第 1 条 この規程は、専任教員等が研究を行う際の適正かつ公正な研究費の取り扱いについて定める。

### (定 義)

第 2 条 研究費とは、教員研究費、研究研修費、和光大学地域連携研究センター社会連携研究プロジェクト費およびそれ以外の研究費をいう。

### (使 途 範 囲)

第 3 条 研究費は、専任教員等が行う研究と関連のある場合にのみ使用できる。専任教員等は、請求する際に、求められれば、研究費の請求内容と研究との関連を説明する必要がある。

2. 研究との関連において研究費からの支出が妥当でないと認められる場合には、これを支出しない。
3. 学生の教育指導に使用する教育的経費に充当することはできない。
4. 使途範囲およびその基準については別に定める。

### (精 算)

第 4 条 研究費を請求する際には、購入した物品等の明細が記載された支払証憑を、原則として支払証憑が発行された日から 30 日以内に提出し、精算金額を受領する。

### (備品の帰属)

第 5 条 研究費で購入した備品は、大学に帰属する。

2. 研究費で購入した備品は、サバティカルが発令された期間および大学から認められた場合を除き、学内で保管および使用しなければならない。
3. 公的機関による監査等に係わり、大学から、研究費で購入した備品について検品等の指示がある際には、その指示に従わなければならない。

### (適用除外期間)

第 6 条 サバティカル、産前産後休暇、育児休業、介護休業および休職の発令がされている期間の取り扱いについては、別に定める。

### (責任および義務)

第 7 条 研究費の使用に関する責任は学長にあり、学長は研究費を所管する事務部局に研究費の管理と執行を命ずるものとする。

2. 専任教員等は、本規程に定められた事柄について順守しなければならない。
3. 所管事務部局は、本規程ならびに学園が定める諸規程に基づき事務を執り行なわなければならない。

らない。

(報 告)

第 8 条 虚偽の請求を繰り返した場合、学長室会議に対しこれを報告するものとする。

(規程の改廃)

第 9 条 本規程の改廃は、全学教授会の議を経て学長がこれを行う。

付 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。